

作業帯内侵入による転落事故



現場は住宅地での
給水管取替工事中であった

始点
交通誘導員A

給水管工事中
車両
通行止め

※ご協力を
お願い
いたします



住宅地のため、車両は
通行止めにしてしたが

歩行者は
通行させていた



施工帯の始点と
終点には
交通誘導員のA、Bの
2名が配置されていた

ポンポン

給水管工事中

車両
通行止め

※ご協力を
お願い
いたします



始点
交通誘導員A

…あの、向こう側へ
抜きたいのですが…

あっ!

ご案内します

歩行者①

気をつけて
お通りください

わ〜…
せまいなあ…

段差だらけで
危ないなあ…

…が

施工帯が長く
延びていたため

奥まで見通しにくい
状況になっていた

終点
交通誘導員B

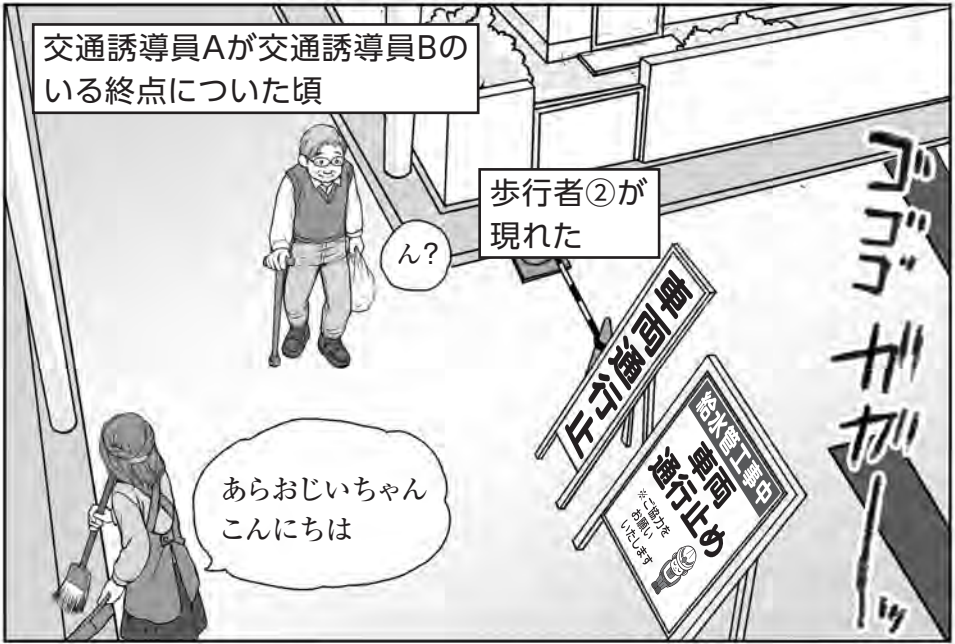
ありがとう
ございました

車両
通行止



今年はいっぱい柿が
とれたからご近所さんに
届けてあげよう









この事故の問題点

交通誘導員が配置場所を離れてしまった

現場は歩行者通路が明確でなく

掘山もコーンバーなどで囲まれていなかった



作業員は掘削完了後に適切に養生していなかった

落ちそうで怖いわ

適正な歩行者通路を作っておらず導線を示す表示もなかった



正しい現場

掘削現場を把握し
歩行者通路を作り



掘削完了ごとに適切に
養生していれば
防げる事故であった

お気をつけて

ご迷惑をおかけします
給水管工事を
しています



□□年□□月

お、工事が...



ありがとう！

段差あり

段差あり

歩行者通路

解説 作業帯内侵入による転落事故

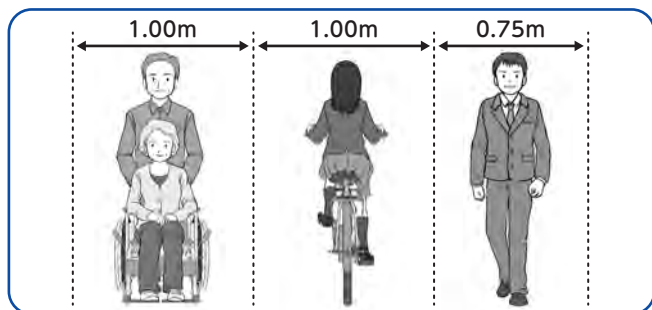
- 工事現場の保安柵は隙間なく設置すること。
- 段差部を通行させる時は注意喚起看板を設置すること。



- 交通誘導員は配置場所を離れないこと。
やむを得ず離れる場合は、まわりに声がけすること。
- 歩行者導線をわかりやすくすること。



- 通路幅は適正に確保すること。



などになります。

(道路工事現場における保安施設の設置基準)(建設工事公衆災害防止対策要綱)